



令和3年 (2021年) 12月 15日 (水)

No. 15557 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知財の常識・非常識 ③⑤
商標の先使用权の成立要件…………… (1)

知財の常識・非常識 ③⑤

商標の先使用权の成立要件

— 「需要者の間に広く認識された」の意義 —

桜坂法律事務所

弁護士 古城 春実

1 はじめに

特許法をはじめとする知的財産権には、先使用权という制度があります(特許法79条、意匠法29条、商標法32条)。今回は、商標法32条1項の先使用权を取り上げ、その成立要件の一つである先使用商標の周知性、すなわち「需要者の間に広く認識された」

という要件について考えてみることにします。

2 商標法32条1項

(1) 条文

商標法32条1項の規定を適宜分説して以下に示します(商品又は(若しくは)役務は「商品/

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所客員教授 元会計検査院第四局長 有川博 著

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

2020

